

横浜市行政不服審査会答申
(第161号)

令和7年9月9日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「生活保護費用徴収金決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事業の概要

本件は、横浜市中福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対し、令和6年2月27日付けで生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づき生活保護費用返還金決定処分を行うとともに、同日付けで当該返還金について法第77条の2第1項に基づき生活保護費用徴収金決定処分（以下「本件処分」という。）をしたところ、審査請求人が、これを不服として本件処分の取消しを求めるものである。

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 支給された敷金等及び初月の家賃については、当初の契約締結予定先とは別であるものの、賃貸借契約を締結して支払済みであるので、「契約が見送られ」たとの決定理由には誤りがある。
- (2) 審査請求人は現在資力がなく、本件処分を行うことは違法又は不当である。
- (3) よって、本件処分は違法又は不当であるので、取消しを求める。

4 処分庁の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、保護申請時にシェアハウスに居住していたところ、アパートへの転居希望がある旨の申し出がなされたため、所定の手続を経た上で転居予定先の物件の契約費用である敷金等及び初月の家賃について一時扶助決定をした。
- (2) その後、審査請求人は、当初予定していた物件について賃貸借契約を締結せず、敷金等を認定できる要件を満たしていない物件の敷金等に流用したことから、敷金等を支給すべき事由が消滅したものと判断し、過払いとなつた一時扶助費を法第63条に基づき返還決定し、併せて法第77条の2第1項に基づき本件処分をした。
- (3) よって、本件処分は何ら違法又は不当なものではない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法令等の規定

ア 法第 63 条は、次のとおり規定する。

「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」

イ 法第 77 条の 2 第 1 項は、次のとおり規定する。

「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第 63 条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。」

また、同条第 2 項は、次のとおり規定する。

「前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。」

ウ 生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号。以下「規則」という。）第 22 条の 3 は、次のとおり規定する。

「法第 77 条の 2 第 1 項の徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときは、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったときとする。」

エ 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「適正運営通知」という。）IV—3 は、「法第 63 条の返還金に係る債権については、法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき強制徴収公債権として

徴収する方法と、これまでどおり非強制徴収公債権として徴収する方法のいずれかを検討することになる」とし、規則第 22 条の 3 の保護の「実施機関の責めに帰すべき事由は、具体的には、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等」とする。

オ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」の一部改正について（通知）（平成 30 年 9 月 28 日社援保発 0928 第 2 号）」の一部改正について（平成 30 年 10 月 10 日社援保発 1010 第 1 号・厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱い通知」という。）「2 法第 77 条の 2 に基づく費用徴収決定について」は、「法第 77 条の 2 第 1 項及び生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 22 条の 3 により、「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったとき」は、法第 63 条の費用返還額を法第 77 条の 2 第 1 項の徴収金として徴収することができず、具体的には、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等が該当する。」とする。

カ 「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）・別表第 3 の 2 は、「家賃、間代、地代等については、当該費用が 1 の表に定める額を超えるときは、…地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市…ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。」と規定する。

キ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）・「第 7 最低生活費の認定」・「4 住宅費」・「(1) 家賃、間代、地代等」は、「オ 保護の基準別表第 3 の 2 の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額（オにおいて「世帯人員別の限度額」という。）によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域

の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、世帯人員別の限度額のうち世帯人員が1人の場合の限度額に次に掲げる率を乗じて得た額（カ、キ及びクにおいて「特別基準額」という。）の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。」としており、世帯人員が1人の場合には1.3を乗じて得た額の範囲内で認定できる旨を定めている。そして、「キ 保護開始時において、安定した住居のない要保護者（保護の実施機関において居住生活ができると認められる者に限る。）が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、才に定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居を確保するときは、才に定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えないこと（住環境が著しく劣悪な状態であることが確認された場合その他実施機関において居住することが不適切と認めた場合を除く。）。」としている。

また、横浜市においては、「生活保護法による住宅扶助（敷金等）の特例的取扱いについて」（平成6年4月1日民保第668号）に記載のとおり、厚生省社会・援護局保護課長との協議の結果、上記の「才に定める特別基準額」について、本市住宅扶助基準の限度額に4を乗じて得た額とすることが承認されており、その範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えないこととしている。

ク 「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について」（平成27年4月14日社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知）・「1(1) 世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額」は、「1人・横浜市」の場合月額「52,000円」としている。また、同通知「1(2) 床面積別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額」は、「(1)の規定にかかわらず、1人世帯においては、住居等の床面積…が、15m²以下の場合は、住宅扶助（家賃・間代等）の額（月額）」は、「11m²～15m²・横浜市」の場合「47,000円」等としている。

同通知「2「生活保護法による保護の実施要領について」第7の4の(1)の才による額」は、「1人・横浜市」の場合、「68,000円」としている。

(2) 認められる事実

- ア 令和5年7月3日、審査請求人は、処分庁に対し生活保護の申請を行い、その際、現在は一時的な住居として別世帯も居住している2階建て一戸建て住宅(以下「シェアハウス」という。)に居住しているが、アパートへの転居希望がある旨申し出て、併せて一時金支給申請を行った。
- イ 令和5年7月5日、処分庁は、シェアハウスにおいて新規実地調査を行った。その際、処分庁は、審査請求人の居室の面積の確認及びシェアハウスの設備の確認を行った。
- ウ 令和5年7月6日、処分庁は、審査請求人が転居予定の物件の見積書(初期費用明細書)を受領した。
- エ 令和5年7月12日、処分庁はケース診断会議を開催し、敷金等を認定するとの判断を行った。同会議に先立ち、処分庁は、転居予定先の物件の床面積が15m²以上であること、審査請求人にアパートにおける単身生活経験があり、特に大きなトラブルは確認されていないことを把握していた。
- オ 令和5年7月13日、処分庁は、審査請求人に対して法による保護開始決定処分を行い、併せて同日、転居予定先の物件の契約費用である敷金等272,000円及び7月分の家賃である52,000円の合計324,000円の一時扶助決定をした。
- カ 令和5年7月20日、処分庁は、審査請求人に対して、生活保護費及び一時扶助費を支弁するとともに、「保護のしおり」及び「不正受給にならないためのハンドブック」を交付し、生活保護制度の概要を説明した上で、審査請求人作成の「生活保護法に基づく権利義務の確認について」を受領した。
- キ 令和5年8月8日、処分庁は、審査請求人から、転居予定であった物件に空きが無く入居困難となり同月1日からシェアハウスで正式な賃貸借契約を結んだこと、その契約に必要な費用として転居予定先の物件の契約のために支弁された敷金等を充てて支払い済みであること及び同月3日頃から●●県に戻っており住所が定まっていないことの報告を受けた。
- ク 令和5年9月6日、処分庁は、審査請求人から、シェアハウスと正式な賃貸借契約を結ぶための敷金等を支払った際の領収書、見積書及び敷金等を振り込んだことが分かる資料を受領した。
- ケ 令和5年9月28日、処分庁は、同月1日付で世帯転出(市外)によ

る生活保護廃止を決定した。なお、当該廃止決定の時点では、審査請求人の住所が定まっていなかったため、当該廃止決定に係る通知書は送付されなかった。

コ その後、審査請求人の住所が判明したため、令和6年2月27日、処分庁は、審査請求人に対し、法第63条に基づく生活保護費用返還金決定処分を行うとともに、当該返還金について本件処分を行った。

(3) 本件処分の判断枠組みについて

法第63条に基づく生活保護費用返還金決定処分(以下「返還金決定処分」という。)は、保護の実施機関が、被保護者の状況を踏まえて、保護費の返還の要否及びその範囲について判断するものであり、法第77条の2第1項に基づく生活保護費用徴収金決定処分(以下「徴収金決定処分」という。)は、返還金決定処分により発生した返還金という公債権について、公債権の管理者が、公債権の適正な管理という観点から、強制徴収公債権とすることについて判断するものであり、これらはそれぞれ別個の処分と解される。そして、返還金決定処分に対しては、保護の決定又は実施に関する事務に関する処分として、法第64条の規定により、都道府県知事に対する審査請求をすることができ(審査請求前置の定めがある。)、徴収金決定処分に対しては、法第64条の規定の適用はなく、行政不服審査法の原則に従って審査請求をすることができる(審査請求前置の定めはない。)。

このように、返還金決定処分と徴収金決定処分とは、それぞれ保護費の返還に向けた一連の手続とみることができるものであるとしても、返還金決定処分は被保護者の状況を踏まえ実施機関において返還の要否や範囲を判断するものであって、徴収金決定処分は、公債権の管理の観点から、公債権者の管理において強制徴収公債権とすることについて判断するものであり、これらの趣旨、目的が共通するものとは解し難い。また、これらの決定については、それぞれ不服申立ての方法が定められていて、返還金決定処分に対する不服申立てにおいて、同処分における返還金の額について争うことが可能である以上、徴収金決定処分においては返還金決定処分における返還金の額の相当性等、法第63条の要件を検討することは予定されていないというべきである(横浜地方裁判所令和6年7月31日判決)。

したがって、徴収金決定処分である本件処分の違法性についての争点は、法第77条の2第1項括弧書き該当性、すなわち、本件において規則第22条

の3該当性が認められるか否かとなる。以下、これについて判断する。

(4) 規則第22条の3の趣旨

法第77条の2第1項括弧書きの「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。」について、規則第22条の3は、「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったとき」をいう旨を定めており、これは文理上、保護金品を交付すべき時点において、保護の実施機関の責めに帰すべき事由がある場合をいうものと解される。なお、取扱い通知においても、保護金品の交付前の時点での行為が例示されているところ、これは規則第22条の3の解釈として合理的なものといえる（前掲横浜地方裁判所令和6年7月31日判決）。

(5) 本件処分について

ア 処分庁は、令和5年7月3日、審査請求人から同日付けの生活保護申請及びアパートへの転居費用の扶助申請を受けた。その後、同月5日に同時点の居住先であるシェアハウスに新規実地調査を行い、同月6日に転居予定の物件の見積書を受領した上で、同月13日に生活保護開始決定を行うとともに、敷金等272,000円及び転居予定先の7月分家賃52,000円の合計324,000円の一時扶助決定（以下「本件一時扶助決定」という。）をした。

シェアハウスの短期賃貸借契約書には、安定した住居が見つかるまでの一時的な措置であること及び3か月以内の提供であることが明記されており、同所は安定した住居ではなかった。また、審査請求人には従前にアパートにおける単身生活経験があり、アパートでの居宅生活が困難と思われる事情はなかったのであるから、処分庁としては、アパートへの転居に要する費用を支弁すべき状況にあり、保護費の支出について適切に判断がなされている。

そして、処分庁は、転居予定先のアパートについて、住居等の床面積が15m²以上であることを確認しているから、1人世帯である審査請求人に認められる敷金等の限度額は272,000円（68,000円×4）、家賃の限度額は52,000円となるが、本件一時扶助決定に係る支給額は、上記のとおりそれぞれ限度額の範囲内であることから、本来支弁すべきでない金額まで過剰に支弁されている等の事情はうかがえない。

したがって、本件において、令和5年7月20日に敷金等の一時扶助費を支弁した処分庁の判断に適正運営通知IV-3にあるような処分庁の帰責性は認められないことから、規則第22条の3の「保護の実施機関の責めに帰すべき事由」は認められない。

イ 審査請求人の主張する違法又は不当の理由は、前記「3 審査請求人の主張の要旨」のとおりであるが、これらのうち(1)の支給された敷金等及び初月の家賃は、当初の契約締結予定先とは別であるものの、シェアハウスと賃貸借契約を締結して支払済みであるとの主張については、返還義務そのものを争う主張であるから、返還金決定処分の違法性に関するものであり、前述の「6 審査会の判断」(3)のとおり、返還金決定処分の違法性が本件処分であるところの徴収金決定処分に承継されないことから、本件において判断の対象とならない。

ウ なお、審査請求人は、被保護者である審査請求人に資力がないことを理由として、本件処分が違法である旨主張しているように読み取れるが、被保護者の資力の有無は徴収金決定処分の要件ではない。また、審査請求人の資力に関連し、本件処分が不当であると認められる事情もない。

エ その他、本件審査請求に現れた事実関係を検討しても保護金品を交付した処分庁に保護実施機関の帰責事由を認めるべき事情は見当たらない。よって、本件においては、法第77条の2第1項括弧書きを受けた規則第22条の3該当性は認められず、本件処分が違法又は不当とは認められない。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

« 参考 1 »

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和6年7月30日	・審査請求書（副本）の送付及び弁明書等の提出依頼
令和6年8月20日	・弁明書の受理
令和6年8月26日	・弁明書（副本）の送付及び反論書等の提出依頼
令和7年4月24日	・物件の提出依頼
令和7年4月28日	・物件の受理
令和7年6月16日	・物件の提出通知
令和7年7月28日	・審理手続の終結
令和7年8月1日	・審理員意見書の提出

« 参考 2 »

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和7年8月12日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・調査審議
令和7年9月9日	・調査審議